# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
13	常滑市 健康増進事業の実施等に関する事務 基礎項 目評価書						

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、健康増進事業の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

常滑市長

#### 公表日

令和7年1月20日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	プルを取り扱 <b>う事務</b>
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①基本健康診査及びがん検診の受診時の対象者可否の判断に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)
2. 特定個人情報ファイ	ル名
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の111 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関におり	ナる担当部署
①部署	こども健康部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-4329(直通)
8. 特定個人情報ファイ	いの取扱いに関する問合せ
連絡先	こども健康部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の3 電話番号:0569-34-7000(直通)
9. 規則第9条第2項の	適用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年11月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)50	00人未満	
		令和6年11月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1)発生あり 2)発	き生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	,重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 i書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記			
載されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じた	:入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル(	の取扱いの委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ 〇 ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠					

9. 監査				
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
<ul> <li>【9) 従業者に対する教育・啓発</li> <li>【2選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 「 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	事務取扱者へ研修を行っている。			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項 内閣 府総務省第5号第54条	番号法第9条第1項、別表第一の76 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成28年10月15日	I 5①部署	福祉部保健予防課	福祉部健康推進課	事後	
平成28年10月15日	I 5②所属長	保健予防課長 山田 敬子	健康推進課長 山田 敬子	事後	
平成28年10月15日	I 8連絡先	福祉部保健予防課 住所:常滑市新開町五丁 目62番地	福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁 目3番地の3	事後	
平成29年5月1日	公表日	2016/10/15	2017/5/1		
平成29年5月1日	I 5②所属長	健康推進課長 山田 敬子	健康推進課長 入山 佳代子	事後	
令和1年5月17日	I 関連情報	健康推進課長 入山 佳代子	健康推進課長		
令和1年5月17日	Ⅳリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日		総務部総務課 住所:常滑市新開町四丁目1 番地	総務部総務課 住所:常滑市飛香台三丁目3 番地の5	事後	
令和6年11月26日	I 5①部署	福祉部健康推進課	こども健康部健康推進課	事後	
令和6年11月26日	I 8連絡先	福祉部健康推進課 住所:常滑市飛香台三丁 目3番地の3	こども健康部健康推進課 住所:常滑市飛香 台三丁目3番地の3	事後	
令和6年11月27日	Ⅱ しきい値 対象人数の時点	2014/12/3	2024/11/1	事後	
令和6年11月27日	Ⅱ しきい値 取扱者数の時点	2014/12/3	2024/11/1	事後	
令和6年11月27日	Ⅳリスク対策		様式変更による追記	事後	
令和6年11月27日	公表日	令和4年11月28日	令和6年11月28日	事後	
令和6年11月27日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の76 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項、別表の111 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	